

# 第4次富山県障害者計画（素案）に関するご意見と対応

資料2

○平成30年10月に県内41障害者団体及び15市町村へ素案に関するご意見等について照会を行い、11団体・3市からご意見等をいただきました。  
 ○第1回及び第2回富山県障害者施策推進協議会での委員の皆様からのご意見等についても同様にとりまとめました。  
 ※文章の表現（「わかりにくい」等）や誤字等に関するご指摘については「素案」を修正することとし、この資料では表してはしません。  
 ※団体からの次年度の県予算に関する要望等については、これまでも別に関係各課で団体からご意見を聴き、協議、回答していることから割愛しました。  
 また、新たな予算措置を伴うご要望についても、国や市町村の対応の部分もあるため同様に割愛しました。

No	団体名 委員名	ご意見・ご提案	対応	該当頁 参考頁
1	富山県精神保健福祉家族連合会	[第1章計画策定の趣旨 1計画の趣旨] 県内の障害者数は横ばい(微減)の状況にあるものの…とありますが県内の身体障害者数は横ばい(微減)であるが、とすべきです。精神障害者数は、大幅に増加していることも明記すべきです。又、精神障害者の人数は、公費負担通院患者数や精神障害者保健福祉手帳保持者ではなく、少なくとも10%以上(10万人を超えている)と推定されることも明記すべきです。(※1) ※1:厚生労働省2006年「こころの健康について疫学調査に関する研究」で報告されています。	ご意見を踏まえ、「第1編-第1章-1計画の趣旨」を「県内の障害者の総数は横ばい(微減)の状況にあり、また、各障害別にみると次ページに記載のとおりとなっている。近年、高齢化や障害の重度化…、障害が多様化している」と改めました。	1
2	富山県精神保健福祉家族連合会	[第1章計画策定の趣旨 2計画の性格・位置づけ] (4)富山県第5期障害福祉計画が明記されていません。これも含めるべきではないでしょうか 下記A、B、Cの違いと関係について分かり易い説明を求めます。 A:富山県民福祉基本計画 B:富山県第5期障害福祉計画C:富山県障害者計画	ご意見を踏まえ、「第1編-第1章」に各計画の位置付けを図でお示しました。「障害者計画」は障害者福祉の基本的な計画であり、障害福祉サービスに関する実施計画である「障害福祉計画」の上位計画に位置付けられます。	2
3	富山県聴覚障害者協会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活基盤の整備 1障害及び障害のある人に対する理解の促進 (1)啓発・広報活動の推進] 【新】障害のある人にかかわるマークの理解を図ります。→マークの種類について記載、聴覚障害関係では、従来からの耳マークに加え、手話マーク、筆談マークを記載し、「理解と普及啓発を図る」としてほしい。	ご意見を踏まえ、「I-1-(1)【新】障害のある人にかかわるマークの理解を図ります。」を「理解と普及啓発を図ります。」に改めました。 全てのマークの名前を記載することは難しいですが、県の冊子やブックレット等で各種マークを紹介し普及啓発に取組みます。	12 21
4	富山県聴覚障害者協会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活基盤の整備 4住みよい生活環境の整備 (4)ユニバーサルデザインの普及] ・【新】障害のある人にかかわるマークの理解を図ります。→マークの種類について記載、聴覚障害関係では、従来からの耳マークに加え、手話マーク、筆談マークを記載し、「理解と普及啓発を図る」としてほしい。公共施設の窓口にマークを設置し、窓口の職員が障害の特性を理解し、対応出来るようにしてほしい。聴覚障害のある人に対しては、最低、筆談マークを窓口に設置して欲しい。	ご意見を踏まえ、「I-1-(1)【新】障害のある人にかかわるマークの理解を図ります。」を「理解と普及啓発を図ります。」に改めました。 全てのマークの名前を記載することは難しいですが、県の冊子やブックレット等で各種マークを紹介し普及啓発に取り組みます。また、公共施設の職員等に対しても、障害特性や合理的配慮について分かりやすく解説した「思いやりのためのブックレット」(マークについても記載)等を活用し、理解促進に取組み、窓口対応の充実を図ります。	12 21
5	富山県聴覚障害者協会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活基盤の整備 1障害及び障害のある人に対する理解の促進 (2)福祉教育の推進] ①学校における福祉教育の推進→「総合的な学習の時間」等の活用、福祉教育等において、手話を学ぶ機会の確保等についても盛り込んで欲しい。	ご意見を踏まえ、「I-1-(2)①学校における福祉教育の推進」に「【新】学校教育全体を通して福祉教育の充実を図るとともに、地域や学校及び児童生徒の実態を踏まえ、手話の普及に努めます。」と新たに記載しました。	13
6	手をつなぐ育成会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 2差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1)障害を理由とする差別の解消] ・「支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)」→「支障を改善するための措置(相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務)」	ご意見を踏まえ、「I-2-(1)障害を理由とする差別の解消」の「障害者雇用促進法で規定された～障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)」について、企業の理解が促進されるよう周知を図ります」を「支障を改善するための措置(相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務)」に改めました。なお、施策に基づき、企業の人事・労務担当者向けに毎年度3回実施する障害者雇用実務講座において、障害者雇用における差別禁止・合理的配慮について周知・啓発し、障害者雇用の促進に努めます。	15 45
7	富山県障害者(児)団体連絡協議会	[第3章基本的な考え方 1基本理念] ・一般にいう「差別」の概念を定める必要があるのではないかと。具体的には、直接的差別 間接的差別 心理的差別 経済的差別など、障害者の社会的に置かれている現実や生活から考えて「差別」の考え方、概念をそれなりに意味づけておく必要があると思われる。 ・法制定後、条例制定後数年経過しての条例の認知度が低くはなっていない現状をどのように受け止めるのか、その現状を打開するための具体的方策が示されるべきかと思う。	障害を理由とする差別については、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」において、①不利益な取扱い及び②合理的な配慮の不提供として定義しています。「障害者計画」では、条例に基づき、「I-2差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」に記載した施策の中で、市町村、障害者団体、県民等を協力して条例の普及啓発や差別解消に取り組むこととしています。	15
8	富山県聴覚障害者協会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活基盤の整備 3コミュニケーション支援体制の確立] →「(仮称)富山県障害者の情報アクセシビリティとコミュニケーションの保障に関する条例の制定を目指す」ことを盛り込んでほしい。	ご意見を踏まえ、「I-3-(3)コミュニケーション支援の充実」に「【新】障害のある人が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害者のコミュニケーション支援の充実を図ります。」と新たに記載しました。	17
9	富山県障害者(児)団体連絡協議会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 4住みよい生活環境の整備] ・選挙の際の投票所を支所単位で設置し、身近な公的場所で権利が行使可能にする。(従来は介護タクシーを使い、お金をかけて投票に行くことがあった)	ご意見を踏まえ、「I-3-(2)①行政情報の提供」の「指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機械の確保に努めます。」を「指定病院等における不在者投票～適切な実施の促進や周知に拡大により、」に改めました。両下肢、体幹、移動機能などの障害のある方は、投票所に出向かず、自宅で投票する制度が、既に設けられており(郵便による不在者投票)、対象となる方の利用が進むよう、周知を拡大します。なお、投票所は市町村が設置しているため、ご意見の趣旨は市町村に伝えます。	17
10	富山県障害者(児)団体連絡協議会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 4住みよい生活環境の整備 (2)人にやさしいまちづくりの整備] ・公的建造物を計画し建築する場合には、設計段階で事前に障害当事者の意見を聞く機会を設けたうえで、建築にかかる。	新たな生活関連施設の整備については、「I-4-(2)②人にやさしい施設、公園等の整備」において、「県民福祉条例に基づき、生活関連施設の整備の遵守について設置者に一層の理解と協力を求め、整備基準に適合した施設の整備促進に努めます。」と記載しており、子ども、高齢者、障害のある人など誰もが使いやすい、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に努めます。	19
11	富山県聴覚障害者協会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活基盤の整備 4住みよい生活環境の整備 (2)人にやさしいまちづくりの整備] ②人にやさしい施設、公園等の整備→県立の美術館、博物館等の公共施設において障害者が利用しやすいように、スマートフォン等の活用により音声・文字ガイドなど施設内の情報保障の整備を進めてほしい。	ご意見を踏まえ、「I-4-(2)②人にやさしい施設、公園等の整備」に「【新】県立美術館、博物館等において、音声ガイド等の活用により、高齢者・障害のある人等を含む多様な来館者へ配慮した施設の整備に努めます。」と新たに記載しました。	20
12	富山県聴覚障害者協会	[Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活基盤の整備 4住みよい生活環境の整備 (3)利用しやすい交通、移動手手段の整備] ・障害の程度に応じた運転免許条件を付すための臨時適性検査・技能試験等を実施します。→「障害の程度」だけでなく「障害の特性」についても入れて欲しい。聴覚障害者の場合、聞こえない、聞こえにくいことからの様々な聞こえの障害特性があり、適性検査・技能試験の手段が一律ではない。そのためには検査官は「障害の特性」について理解する研修が不可欠である。	ご意見を踏まえ、「I-4-(3)利用しやすい交通、移動手手段の整備」の「障害の程度に応じた運転免許条件を付すための臨時適性検査・技能試験等を実施します。」を「障害の程度、特性等に応じた」に改めました。	21

No	団体名 委員名	ご意見・ご提案	対応	該当頁 参考頁
13	とやま発達障がい親の会	「Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 5安心して暮らせるまちづくりの推進 (2)防災対策の推進」 災害時一人で避難や生活ができない人は、災害時要援護者名簿に登録する必要がある事が周知されていません。その周知と、プライバシーに配慮しながら各自治体で把握する必要があります。そして、どこに福祉避難所があって、どのような対応をしていただけるのか・・・ 誰でもわかるようにしていただきたいです。	避難行動要支援者名簿については、「I-5-(2)防災対策の推進」に施策を記載していますが、市町村に作成が義務付けられています。災害時に、一般避難所では生活上制約を受ける高齢者や障害のある人などのために、人員や設備の面で特別の配慮がなされた福祉避難所を必要に応じて開設することとしており、県ではこれまでも、研修会等を通じて、市町村にその周知を促してきたところであり、引き続き施策を展開する中で取組めます。	21
14	手をつなぐ育成会	「Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 5安心して暮らせるまちづくりの推進 (2)防災対策の推進」 項目追加「災害時に特に弱者となる知的障害者や精神障害者などが、福祉避難所で安心して生活できるよう、市町村における福祉避難所の運用の具体化を支援します。」	ご意見を踏まえ、「I-5-(2)防災対策の推進」に「【新】災害発生時に福祉避難所が速やかに開設され、適切に運営されるためのマニュアルの整備を、市町村・福祉避難所指定施設に働きかけます。」と新たに記載しました。	22
15	富山県ホームヘルパー協会	「Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 5安心して暮らせるまちづくりの推進 (2)防災対策の推進」 訓練、災害時の要支援者名簿の取り扱いや避難支援体制の整備推進とありますが、実際災害が起こったとき救助に行けるのは、近くの福祉事業者や地域だと思えます。高齢者よりも、障害者は障害の種類によって対応を変えるべきなのでしょうし、それには福祉事業者の周辺で在宅障害者の把握をしていなければならないと思います。障害者施設より高齢者福祉事業者は、はるかに数があり地域に比較的にまんべんなくありますので、高齢者福祉事業所にも大小にかかわらず協力と情報提供(障害による対応方法)をしたらいかがでしょうか。個人情報ではありますが、実際包括支援センターや市町村においても公開に差があり、もし大規模災害が起こった場合、私たち自身も被災者である状況で、起こったときすぐ傍にいる職員が対応すべきなのに、どこに誰がいてどのように対応すればよいかかわからないと、助けられるはずの命も危うくなるのではと思います。福祉事業者は責務として行っている事業種類にかかわらず、近隣の要支援者やその対応を周知しておくべきではないかと思えます。	(避難行動要支援者名簿の提供については、国の個人情報保護制度の取扱い(運用)に関わる問題であり、県の障害者計画においてこれと異なる対応を記載することは難しい点があることをご理解願います。)	—
16	富山県看護協会	「II個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 1 相談支援体制の整備 (1)意思決定の尊重及び意思決定の支援」 「意思決定」と「自己決定」の言葉の使い方を検討していただきたい。P22(1)「意思決定の尊重及び意思決定の支援」の「意思決定の尊重」→自己決定ではないでしょうか。障害に程度の差があると思いますが、できる限りの自己決定を尊重し、判断能力に不足がある場合に意思決定を支援すると考えます。「個別のニーズに応じた福祉サービスの充実」箱書きの1行目「障害のある人が本人の意思決定のもと」→自己決定ではないか。本人の意思決定＝自己決定と読むのか。P9(1)障害者本人の自己決定を尊重します→どのように使い分けるとのかわかりにくい。	ご意見を踏まえ、「II-1-(1)意思決定の尊重及び意思決定の支援」を「自己決定の尊重及び意思決定の支援」に改めました。 「自己決定」は障害者権利条約にうたわれている「自己決定権」(障害のある人が自らに関する意思決定を行う権利)(広義)、「意思決定」は障害者基本法や障害者総合支援法の「意思決定支援」にいう障害のある人の日常生活の中で様々な福祉サービス等の利用(選択)にあたっての意思決定(狭義)と整理し、計画の中で使い分けます。	24
17	富山県障害者(児)団体連絡協議会	「II個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 1相談支援体制の整備 (3)専門的な相談支援体制の充実」 ・引きこもり支援 専門職チームの編成して、行政機関(役所、厚生センターなど)にPTを配置する。専門家とは、精神保健福祉士、医療関係者、看護師など。または教職員OB、保育士OB民生児童委員など ・引きこもり当事者とかぞくの要望・困りごとを集約して、支援の方策を具体化する。 ・「心の相談室」の相談時間を、夜間(17:15～)土日も人員配置して対応する。(例:心の電話方式)	ひきこもり支援については、「II-1-(3)専門的な相談支援体制の充実」において「ひきこもり地域支援センター」や「関係機関と連携したひきこもり対策の強化」について記載しています。これらの施策の中で、ひきこもり地域支援センターや厚生センター等においてひきこもり支援を行っていますが、支援にあたっては、今後も継続的に医療機関、民間機関等の関係機関と連携して、ひきこもり当事者や家族の支援を行なってまいります。また、支援を通じてひきこもり当事者と家族の困りごとを集約し、必要な方策を検討してまいります。また、心の健康センターでは、電話相談や来所相談を平日8:30～17:15まで行なっています。引き続き、夜間相談ができる機関の情報提供等にも努めてまいります。	26
18	手をつなぐ育成会	「II個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 2地域生活を支援するサービスの充実 (1)在宅サービスの充実」 ①「共生型」地域生活支援の充実 「身近な地域で～富山型デイサービスを整備促進します」→「身近な地域で～富山型デイサービス(共生型サービス)をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。」(県民福祉計画P49、障害福祉計画P37に合わせる。30年度から創設された「共生型サービス」には、デイサービス以外に、ホームヘルプサービス、ショートステイなどのサービスもあるので、普及に努める。)	ご意見を踏まえ、「II-2-(1)①在宅サービスの充実」の「身近な地域で高齢者、障害(児)者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービスを整備促進します」を「身近な地域で～富山型デイサービス(共生型サービス)をはじめとした地域共生型福祉拠点の整備を促進します。」に改めました。	27 14
19	日本ALS協会 富山県支部	「II個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 2地域生活を支援するサービスの充実 (1)在宅サービス等の充実」 2. 在宅レスパイト事業の新設について ・福井県「重症難病患者在宅療養支援事業」や静岡県「難病患者介護家族リフレッシュ事業」では、長時間訪問看護を実施した訪問看護ステーションに県から補助金を交付しております。ぜひ富山県でも在宅での長時間訪問看護支援事業を行っていただき、難病患者の在宅生活を支援する制度を発足して下さるようお願いいたします。 ・介護家族の内科・整形外科・歯科・眼科等の疾病での治療や冠婚葬祭、あるいは子どもの学校行事の参加等で数時間の外出を要するものに、在宅レスパイト事業があれば、介護に従事している家族の介護負担軽減につながります。慣れている看護師に長時間訪問看護に入ってもらえれば、患者も意思疎通が取れやすく、家族も安心して外出が出来ます。普段と変わらない生活ができることは、在宅療養の安定と生活の質の維持が図れます。 ・レスパイト入院は大変ありがたい制度ですが、レスパイト入院は多くの荷物(例えば、人工呼吸器、たんの自動持続吸引器、たん吸引器、圧持続吸引器(唾液吸引器)、排たん補助装置「カフアシスト」、意思伝達機器、マットレスなど)を準備しなければならず、家族の負担も大きく、レスパイト入院利用に消極的な面も見受けられます。その点、在宅レスパイトは訪問看護師が患者宅に来てくれるので、それらの負担がありません。	神経難病を中心とした多くの難病患者が訪問看護を利用しておられるところですが、訪問看護の利用については利用回数や時間などの制限があることを承知しており、訪問看護サービスの充実については、県では「在宅人工呼吸器使用患者支援事業」を実施するなど、よりよいサービスの提供ができるよう努めています。 ご提案のあった長時間訪問看護や在宅レスパイトについては、既に実施している他県の利用状況等を踏まえながら、今後の実施について検討します。なお、本県では医療依存度の高い在宅難病患者を介護する家族の支援として、レスパイト入院事業を実施し多くの皆様にご利用いただいております。今後とも広く周知し、より多くの方にご利用いただきたいと思いますと考えています。 「II-2-(1)②障害のある人の家族への支援」に「【新】在宅難病患者一時入院事業(レスパイト入院事業)の実施や相談体制の充実を図ることにより、難病患者家族の支援に努めます。」と新たに記載しました。	29
20	とやまSCD・MSA(わかち会)	「II個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 2地域生活を支援するサービス (2)障害特性等への対応」 【新】難病患者の在宅における療養支援体制の推進→特に進行の早い神経難病では 早期からの訪問看護師の介入があれば安心できる。わかち会の交流会でも「病名の告知があった時にも 訪問看護師の存在・介入が身近であれば介護者・家族が安心する。」という意見もある。ただ、当事者が難病を受け入れてない精神状態では早期の訪問看護師に慎重である意見も出ている。	これまでも難病患者への訪問看護師の介入については、患者の状態に応じて主治医や介護支援員との相談の上、サービスが提供されているところです。「II-2-(2)③難病」に記載の施策の中で、関係機関との連携強化を図っているところであり、今後とも適宜適切なサービスの提供ができるよう、ご意見いただいたことを関係機関等に周知してまいります。	30
21	手をつなぐ育成会	「II個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 3障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 (2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」 項目追加 「・高齢の障害者や認知症を発症した障害者等が、なじみのある事業所で引き続きサービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。」	ご意見を踏まえ、「II-3-(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」に「【新】高齢の障害のある人や認知症を発症した障害のある人等が、なじみのある事業所で引き続きサービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。」を新たに記載しました。	31

No	団体名 委員名	ご意見・ご提案	対応	該当頁 参考頁
22	手をつなぐ育成会	<p>【Ⅱ個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 3障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 (2)施設機能の充実と地域生活支援への活用】</p> <p>項目追加 「・居住機能に地域生活支援機能を集約・付加した、地域生活支援の拠点づくりを推進します。」(県民福祉計画P56、障害福祉計画P22の方向性に合わせる。)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「Ⅱ-3-(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」に「【新】障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など)に地域支援機能(地域の体制づくりの支援など)を集約・付加した拠点(地域生活支援)若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。」を新たに記載しました。</p>	31
23	手をつなぐ育成会	<p>【Ⅱ個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 3障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 (2)施設機能の充実と地域生活支援への活用】</p> <p>項目追加 「・障害者の地域での緊急時受入や24時間相談対応できるよう、相談支援専門員とケアマネージャーとの連携をはじめ、障害者の地域生活支援の拠点と地域包括支援センターとの連携、障害福祉サービスと介護保険サービスとの連携など、地域における包括的な支援体制づくりに努めます。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、「Ⅱ-3-(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」に「【新】障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など)に地域支援機能(地域の体制づくりの支援など)を集約・付加した拠点(地域生活支援)若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。」を新たに記載しました。 この施策に基づき、地域における包括的な支援体制づくりを含め、体制整備を進めます。</p>	31
24	とやま発達障がい親の会	<p>【Ⅱ個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 2地域生活を支援するサービスの充実 (1)在宅サービス等の充実】</p> <p>③住居の確保について、親亡きあとの住居の確保は、切実な問題です。グループホームの整備への支援を引き続きお願いいたします。ただ、それに必要な人材確保が厳しいと聞いております。人材養成もあわせてしていただけるとありがたいです。</p>	<p>福祉人材の養成については、グループホームだけでなく福祉全体の課題として、「Ⅱ-4-(2)③「元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト」の推進」に記載した施策に取り組みます。プロジェクトでは、①掘り起こし、②教育・養成、③確保、④定着(離職防止)の4つの段階ごとにきめ細やかな対策を講じてきているところですが、引き続き福祉・介護人材の確保に着実に取り組めます。</p>	33
25	手をつなぐ育成会	<p>【Ⅲ質の高い保健・医療体制の確立 1保健・医療施策の充実 (2)保健・医療体制の充実】</p> <p>①障害のある人に対する医療 項目追加「・医療機関における障害特性の理解啓発と合理的配慮の提供」を盛り込む。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「Ⅲ-1-(2)①障害のある人に対する医療」に「【新】医療機関において、障害特性に応じた必要な合理的配慮がなされるよう、理解の促進に努めます。」と新たに記載しました。</p>	36
26	とやま発達障がい親の会	<p>【Ⅲ質の高い保健・医療体制の確立 1保健・医療施策の充実 (2)保健・医療体制の充実】</p> <p>①障害のある人に対する医療について、軽度知的障害や発達障害の人たちは遠いところから富山県歯科保健医療総合センターまで通わなければならない負担・・・そして、数年前?に数回研修を受けた歯科医院がネットで公開されており、そこなら大丈夫かもしれないとその歯科医院に行ったのに全く理解がなかったという声があります。ほんの数回だけでは、伝わらないと思いますし、ただ「患者さん集め」の目的で研修を受けてはほしくありません。しっかりと研修を生かしていただけるような研修をお願いしたいです。医師だけでなく、歯科医師に対しても研修は必要だと思います。</p>	<p>県では障害のある人等の歯科保健医療サービスを受けることが困難な者に対する歯科保健医療の提供を推進するために「障害者歯科医療技術者養成事業」を行っています。同事業では歯科医師、歯科衛生士等の歯科医療従事者を対象に、障害者施設での実習形式による研修を行い、障害のある人のそれぞれの状態に応じた歯科保健医療を提供できる歯科医療技術者を養成しています。「Ⅲ-1-(2)②障害のある人に対する適切な保健サービス」の歯科専門職の育成に関する施策の中で、今後も関係者の意見等も踏まえながら、内容等の充実を図ります。</p>	37
27	とやまSCD・MSA(わかち会)	<p>【Ⅲ質の高い保健・医療体制の確立 1保健・医療施策の充実 (3)リハビリテーション提供体制の充実】</p> <p>リハビリテーションで神経難病のうち パーキンソン病や脊髄小脳変性症では短期集中リハビリテーションで歩行状態・小脳運動失調・日常生活動作有意義である報告もありリハビリテーション病院での機能の充実・強化を考えて頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「Ⅲ-1-(3)リハビリテーション提供体制の充実」に「【新】富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、県内唯一の公立リハビリテーション専門病院として、高度専門的なりハビリテーション医療の提供や重度心身障害児への対応などに取組みます」を新たに記載しました。</p>	38
28	富山県障害者(児)団体連絡協議会	<p>【Ⅰとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 4住みよい生活環境の整備 (2)人にやさしいまちづくりの整備】</p> <p>【Ⅰとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 5安心して暮らせるまちづくりの推進 (2)防災対策の推進】</p> <p>・特に中小学校のバリアフリー化を図る。2F建て校舎にエレベーターを設置して、災害対策を図る。「参観があっても、車いすでは行けない」との声あり)</p>	<p>中小学校のバリアフリー化については、「Ⅳ-1-(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」に「県立学校の改修」や「ユニバーサルデザイン化や校舎の改善を図る」としてあります。 中小学校のバリアフリー化(エレベーター、自動ドア、スロープ等)については、文部科学省の学校施設環境改善交付金で補助対象とされており、県内市町村でも、この国庫補助金を活用してバリアフリー化が行われています。県では、学校設置者が地域の実情に応じてバリアフリー化などの障害児等対策を行えるよう、県の重要要望や全国都道府県教育長協議会を通じて、国に働きかけてきたところです。引き続き、国に対して公立学校のバリアフリー化等の合理的配慮に対する財政支援の充実を働きかけてまいります。</p>	42
29	手をつなぐ育成会	<p>【Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 1障害のある子どもの教育・育成の充実 (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進】</p> <p>項目追加 「・子どもたちが様々な種別の障害のある人との交流を通して、心のバリアフリーが自ずと身に付くような機会を増やします。」</p>	<p>心のバリアフリー教育については、「Ⅳ-1-(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」において、「障害のある子どもと、障害のない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育など心のバリアフリーの教育を推進します。」と記載しており、この施策の中に様々な障害のある方との交流を行うこと、またそのような機会を通して子どもたちが感性として心のバリアフリーを学ぶことが含まれていると考えています。</p>	42
30	砺波市社会福祉課	<p>【Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 1障害のある子どもの教育・育成の充実 (3)地域療育体制の整備】</p> <p>①就学前からの教育支援体制の充実 「・医療的ケア児等に対する医療、福祉、保健等の関係機関による支援体制の構築を図ります。」「・医療的ケア児等の入退院等に係る利用調整など関連分野の支援等を調整するコーディネーターの配置の促進に努めます。」 上記のコーディネーターは第5次障害福祉計画・第1次障害児福祉計画において配置数の見込量を設定することとなったコーディネーターを指すと思われるが、促進策に研修機会の確保など具体策を盛り込んでほしい。「入退院等」の例示が、関連分野が限定される印象がある。例示を増やすなどすればどうか。 また、医療的ケア児については今日、教育問題に注目されており、関係機関に「教育」を加えてはどうか。</p>	<p>ご意見等を踏まえ、「Ⅳ-1-(3)①就学前からの教育支援体制の充実」の「医療的ケア児等の入退院等に係る利用調整など関連分野の支援等を調整するコーディネーターの配置の促進に努めます。」を「医療的ケア児等の支援について関連分野との調整を総合的に行うコーディネーターの配置の促進に努めます。」に改めました。配置促進の具体策については、今後施策を展開する中で検討してまいります。</p>	43
31	手をつなぐ育成会	<p>【Ⅱ個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 2地域生活を支援するサービスの充実 (1)在宅サービスの充実】</p> <p>①「共生型」地域生活支援の充実 項目追加「・医療的ケアを必要とする障害児が福祉サービスを受けることができるよう、富山型デイサービスの充実を努めます。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、富山型デイサービスを含む施設において医療的ケアの必要な障害児者等の受入れを進めるため、「Ⅳ-1-(3)②福祉施設等における療育機能の充実」の「身近な地域で必要な支援を受けられるよう、重症心身障害児者等の受入施設への支援を行います。」を「身近な地域で～医療的ケアの必要な重症心身障害児等の受入施設」に改めました。</p>	44
32	手をつなぐ育成会	<p>【Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 2雇用・就労の促進 (1)障害のある人の雇用促進、就労支援】</p> <p>②雇用の促進 項目追加 「・地方公共団体で障害者雇用を増やすために、役場の中で、どうしたら障害者が活躍できる場をつくることのできるのか検討し、より多くの障害者が働ける機会の創出と就労を支援する環境づくり(相談体制や合理的配慮の提供など)を推進します。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、「Ⅳ-2-(1)雇用・就労の促進」の前文に文言を追加し「また、公務部門では、平成30年8月以降、本県を含め、国や県、市町村などにおける障害者雇用に関する不適切な算定等が全国で相次いで判明しましたが、再発防止と積極的な障害者雇用に取り組む必要があります。」に改めました。 また、「Ⅳ-2-(1)②雇用の促進」に「【新】障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のため、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害の内容や程度に応じて能力を十分発揮できるよう、合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。」と新たに記載しました。</p>	44 45

No	団体名 委員名	ご意見・ご提案	対応	該当頁 参考頁
33	富山県聴覚 障害者協会	<p>【IV個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 2雇用・就労の促進 (1)障害のある人の雇用促進、就労支援】</p> <p>②雇用の促進 ・障害者雇用促進法に基づき、引き続き、県及び県教育委員会における障害者雇用の促進を図ります。→県及び県教育委員会が、率先して、障害者の障害の程度に関係なく、かつ特性に配慮しての採用を行うとともに、障害のある人となない人が同じ職場で働くことの意義を確認し、そのための職場環境を改善していくことも記載して欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「IV-2-(1)雇用・就労の促進」の前文に文言を追加し「また、公務部門では、平成30年8月以降、本県を含め、国や県、市町村などにおける障害者雇用に関する不適切な算定等が全国で相次いで判明しましたが、再発防止と積極的な障害者雇用に取り組む必要があります。」に改めました。</p> <p>また、「IV-2-(1)②雇用の促進」に  <b>【新】障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のため、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害の内容や程度に応じて能力を十分発揮できるよう、合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。」</b>  と新たに記載しました。</p>	44 45
34	富山県障害者(児)団体 連絡協議会	<p>【IV個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 2雇用・就労の促進】</p> <p>導入部「本県では・・・未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成しておりません。」この現状認識は、8月下旬以降～9月実態調査のを反映した表記かどうか、確認したく思います。水増し「偽装」発覚以前であれば修正する必要があります。また今回起こった事態に対する行政の責任は、何らかの形で当然示されてもいいのかと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>具体的には「②雇用の促進」の項に「行政の側の理解が促進されるように、周知を図ります」を挿入する。加えて、その方法が明記されるとよりよい内容になると思われます。例としては「常に障害者個々人の状況と権利保障の状況を意識的に把握する」「障害者差別と合理的配慮の不提供がないか否かを、常に自己チェックし見極める」など。</p> <p>さらに雇用率対象でなくとも、「就労希望のある障害者に対する働きかけを調査して、行政が率先して実現可能な方途を考える。」など</p>	<p>ご意見を踏まえ、「IV-2-(1)雇用・就労の促進」の前文に文言を追加し「また、公務部門では、平成30年8月以降、本県を含め、国や県、市町村などにおける障害者雇用に関する不適切な算定等が全国で相次いで判明しましたが、再発防止と積極的な障害者雇用に取り組む必要があります。」に改めました。</p> <p>また、「IV-2-(1)②雇用の促進」に  <b>【新】障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のため、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害の内容や程度に応じて能力を十分発揮できるよう、合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。」</b>  と新たに記載しました。</p> <p>なお、「本県では・・・未だ4割以上の企業が法定雇用率を達成しておりません。」の記載は、厚生労働省が平成29年6月1日現在で実施の民間企業における雇用状況調査の結果に基づき記載したものです。</p>	44 45
35	富山県精神保健福祉 家族連合会	<p>【指標】</p> <p>精神障害者に対する指標について、精神障害に関連する専門家の人数について明示をお願いします。介護福祉士の人数等について明示されていますが、精神関連の人数が明確になっていません。</p> <p>明確にいただきたい人数 1. 過去の人数(15年前から) 2. 現状の人数 3. 障害者計画の人数</p> <p>①精神保健福祉士、②臨床心理士、③作業療法士、④精神科看護師、⑤メンタルヘルスサポーター、⑥ピアフレンズ</p>	<p>ご意見を踏まえ、指標に<b>【新】ピア・フレンズ派遣登録者数</b>を新たに記載しました。</p> <p>当事者や家族を支える上で専門家の人数(専門家の確保)は、重要な事項であると認識していますが、従事者数や潜在的有資格者数(勤務はしていない有資格者数)等について正確な人数の把握ができていないため、データとして指標に位置付けることは困難と思われます。</p>	指標
36	富山県喉友 会	<p>御承知の通り私たちは癌で喉頭摘出し発声できずコミュニケーションの能力が著しく劣っていますが、手話等と比べ取り上げられることもなく情報発信力が弱く社会認知度が低い現状です。HP等も県内横断的運用と誘導するぐらいのダイレクトなリンクがあれば良いと思います。市町村窓口との連携を深め個人情報保護の適切な上手な運用を切に願います。</p>	<p>個々の障害者団体のPRや会員増等に向けた取組を障害者計画に記載することは難しいと考えます。しかし、障害者福祉の向上には、各団体の活動が不可欠であり、障害のある人やそのご家族が、さまざまな障害者団体の存在やその活動等について知る機会が増えるよう、障害者福祉の窓口となる市町村等に働きかけるとともに、県においても障害福祉に関する冊子やHP等で周知にご協力していきます。</p>	—
これまでの「県障害者施策推進協議会」でのご意見				
37	塘添委員・視 覚障害者協 会会長(第2 回)	<p>【Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 3コミュニケーション支援体制の確立 (3)コミュニケーション支援の充実】</p> <p>国の障害者総合福祉計画、県の障害福祉計画に、視覚障害者はどうしても字が書けない読めないというところがあるため、代筆代読が視覚障害者には求められているものだという事で明記していただいた。この障害者計画にも代筆代読が視覚障害者には必要なのだという事を明記していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「I-3-(3)コミュニケーション支援の充実」に  <b>【新】障害のある人が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害者のコミュニケーション支援の充実を図ります。」</b>  と新たに記載しました。</p>	17
38	塘添委員・視 覚障害者協 会会長(第2 回)	<p>【Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 4住みよい生活環境の整備 (3)利用しやすい交通、移動手段の整備】</p> <p>視覚障害者の立場からは、歩道の段差を解消されると、いつ歩道から車道に出て歩いているかわからず、非常に危険性が高い。段差をゼロにするのであれば、そういう箇所には警告用の点字ブロックを敷設するという一文があればいい。これからの安全な移動に事については非常に不安を持っている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「I-4-(3)利用しやすい交通、移動手段の整備」の「幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者誘導ブロックの設置、エスコートゾーンの設置及び無電柱化について計画的に整備推進します。」を「障害のある人等の安全かつ円滑な通行に配慮した歩道の段差解消、幅の広い歩道の整備～」に改めました。</p> <p>今後も「県民福祉条例」に基づき、視覚障害者の歩行が多い歩道及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設等を結ぶ歩道には、必要に応じて誘導用ブロック(警告ブロック、点状ブロック)の敷設を進めます。</p>	20
39	嶋田委員・身 体障害者福 祉協会常務 理事(第2回)	<p>【Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 5安心して暮らせるまちづくりの推進 (2)防災対策の推進】</p> <p>要支援者名簿の作成、要支援者に関する個人情報の取扱いと市町村に周知を図ると書いてあるが、防災訓練をするにしても情報を提供してもらえない。健常者に福祉用具に触れる機会を持ち、いざという時に障害者を安全に安心して誘導していただけるようしっかりと訓練または実施をしていただきたい。</p>	<p>(避難行動要支援者名簿の提供については、国の個人情報保護制度の取扱い(運用)に関わる問題であり、県の障害者計画においてこれと異なる対応を記載することは難しい点があることをご理解願います。)</p> <p>要配慮者等の防災訓練については、「I-5-(2)防災対策の推進」に記載の施策に基づき、障害のある人を含む要配慮者や避難行動要支援者が参加する実践的な防災訓練が実施されるよう、市町村や障害者団体等と連携して取り組みます。</p>	21
40	荻布委員・し らとり支援学 校長(第2回)	<p>【Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 5安心して暮らせるまちづくりの推進 (2)防災対策の推進】</p> <p>特別支援学校が福祉避難所として指定されているが、受入れや対応方法などについて市町村から学校等に対してきちんと伝えてほしい。</p>	<p>福祉避難所については、「I-5-(2)防災対策の推進」に施策を記載していますが、県では、市町村に対し福祉避難所の必要性や住民への周知などについて、研修会などを通じて周知を図っています。ご要望の趣旨についても、市町村職員に対する研修会等を通じて伝えてまいります。</p>	21
41	折江委員・精 神保健福祉 家族連合会 副会長(第2 回)	<p>【II個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 2地域生活を支援するサービスの充実 (1)在宅サービス等の充実】</p> <p>②在宅サービスの充実 65歳を過ぎたら介護施設がどこも受け入れてくれない。精神の病気をもっているとどこも断られると聞く。親亡き後が非常に心配。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「II-2-(1)②在宅サービスの充実」に  <b>【新】これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。」</b>  と新たに記載しました。</p>	27 33
42	平野委員・手 をつなぐ育成 会常務理事 (第2回)	<p>【II個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 1相談支援体制の整備】</p> <p>前文 地域生活支援拠点整備について、各圏域で地域生活支援拠点を計画に挙げて進めていこうとしている時なので、県の計画でも明確に打ち出してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「II-3-(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」に  <b>【新】障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など)に地域支援機能(地域の体制づくりの支援など)を集約・付加した拠点(地域生活支援)若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。」</b>  を新たに記載しました。</p>	31

No	団体名 委員名	ご意見・ご提案	対応	該当頁 参考頁
43	車委員・社会福祉協議会専務理事(第2回)	<p>「Ⅱ個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 4質の高いサービスの提供 (2)福祉を支える人材の育成・確保」</p> <p>③「とやま福祉人材確保緊急プロジェクト」の推進 福祉人材の定着をどう図っていくか。例えば腰痛予防の普及や職場のマイナスイメージを払しょくなどに力点があってもいいのではないか。職場環境の改善に向けて支援が必要ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「Ⅱ-4-(2)③「元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト」の推進」に、</p> <p>「【新】「介護の日」キャンペーンイベントや、福祉・介護フォーラムの開催、テレビコマーシャルなどによる介護の魅力のPRに努めます。」</p> <p>「【新】介護職員の専門性を高める研修の実施や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上を推進します。」</p> <p>「【新】県内介護福祉士養成校における介護福祉士等の育成を支援します。」</p> <p>「【新】介護を学ぶ外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対して関係団体と連携して支援します。」</p> <p>「【新】富山県健康・福祉人材センター等における無料職業紹介、相談、情報提供等の就業援助やハローワークとの連携促進について支援します。」</p> <p>「【新】離職介護職員の再就職時の必要な費用の貸付などにより再就職を促進します。」</p> <p>「【新】雇用環境向上に取り組む事業所の表彰などによる職場環境の改善を推進します。」</p> <p>「【新】新任職員などの相談にのったり実践的な指導ができる中堅リーダーの養成を支援します。」</p> <p>「【新】福祉用具を活用した腰痛予防による離職防止のための支援や腰痛予防対策の普及・促進を図ります。」</p> <p>「【新】社会福祉法人の理事長や社会福祉施設の施設長に対する経営管理研修等を実施します。」</p> <p>と新たに記載しました。</p>	33
44	藤澤委員・重度心身障害児を守る会会長(第2回)	<p>「Ⅱ個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 4質の高いサービスの提供 (2)福祉を支える人材の育成・確保」</p> <p>障害者施設でも職員の確保に非常に今苦労している。受入れができない施設もでてきているので、職員の採用に係る支援など、人材確保について手を打っていただきたい。</p>	<p>福祉人材の養成については、「Ⅱ-4-(2)③「元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト」の推進」に記載した施策に取り組みます。プロジェクトでは、①掘り起こし、②教育・養成、③確保、④定着(離職防止)の4つの段階ごとにきめ細やかな対策を講じてきているところですが、引き続き福祉・介護人材の確保に着実に取り組みます。</p>	33
45	手塚委員・ホームヘルパー協議会会長(第2回)	<p>「Ⅱ個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 4質の高いサービスの提供 (2)福祉を支える人材の育成・確保」</p> <p>ヘルパーも高齢化している。障害者へのホームヘルパーはかなりの知識が必要であるが、ヘルパーの平均年齢が高くなっていくと行動援護などの研修参加に二の足を踏む方が多い。数を増やさないと全体の底上げができない。全体的な人材確保に県や国でも対策も考えてほしい。</p>	<p>福祉人材の養成については、「Ⅱ-4-(2)③「元気とやま福祉人材確保・応援プロジェクト」の推進」に記載した施策に取り組みます。プロジェクトでは、①掘り起こし、②教育・養成、③確保、④定着(離職防止)の4つの段階ごとにきめ細やかな対策を講じてきているところですが、引き続き福祉・介護人材の確保に着実に取り組みます。</p>	33
46	富山県聴覚障害者協会	<p>「Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 1障害のある子どもの教育・育成の充実 (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」</p> <p>→手話が音声言語と対等の言語であることが位置づけられた「富山県手話言語条例」に基づき、富山・高岡聴覚総合支援学校においては、言語としての手話を学び、音声言語としての日本語と、手話言語の二つが自由に使えることを目指す教育を行うと、明記して欲しい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、富山県手話言語条例に則り、両聴覚総合支援学校に限らず、手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、「Ⅳ-1-(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」に</p> <p>「【新】手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。」</p> <p>「【新】幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。」</p> <p>と新たに記載しました。</p>	42 18
47	第2回施策推進協議会(塘添委員・視覚障害者協会会長)	<p>「Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 2雇用・就労の促進 (1)障害のある人の雇用促進、就労支援」</p> <p>②雇用の促進 障害者雇用率が富山県でも水増しがあって雇用率が達成されていないという報道があった。障害者の就労促進という大きな命題に対して障害者雇用率を水増ししていたということに対してどのような見解をもっているのか。障害者計画にも、雇用率を達成すべきだという一文を載せる必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「Ⅳ-2-(1)雇用・就労の促進」の前文に文言を追加し「また、公務部門では、平成30年8月以降、本県を含め、国や県、市町村などにおける障害者雇用に関する不適切な算定等が全国で相次いで判明しましたが、再発防止と積極的な障害者雇用に取り組む必要があります。」に改めました。</p> <p>また、「Ⅳ-2-(1)②雇用の促進」に</p> <p>「障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成のため、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害の内容や程度に応じて能力を十分発揮できるよう、合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。」</p> <p>と新たに記載しました。</p>	44 45
48	塘添委員・視覚障害者協会会長(第2回)	<p>「Ⅱ個々のニーズに応じた福祉サービスの充実 4質の高いサービスの提供 (2)福祉を支える人材の育成・確保」</p> <p>視覚障害者にとって安全な移動を考えた時に、白杖で自立した歩行を獲得するためには歩行訓練を受ける必要があるが、富山県内では実働しているのは協会の1名のみとなっている。今後この歩行訓練士の養成が必要になってくると思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「Ⅳ-3-(3)社会参加活動事業等の推進」に</p> <p>「【新】障害のある人等の生活の質的向上を図るため、歩行訓練講習会、家庭生活教室など、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。」</p> <p>と新たに記載しました。</p>	48